

中小企業海外展開支援会議の設置について

平成 22 年 10 月 5 日

経済産業大臣決定

1. 中小企業の海外展開を円滑に支援するため、経済産業省に中小企業海外展開支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。
2. 支援会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長 経済産業大臣

構成員 経済産業省

経済産業副大臣、経済産業大臣政務官、事務次官
大臣官房長、経済産業政策局長、地域経済産業審議官
通商政策局長、貿易経済協力局長、産業技術環境局長、
製造産業局長、商務情報政策局長、商務流通審議官、
資源エネルギー庁長官、特許庁長官、中小企業庁長官、
北海道経済産業局長、東北経済産業局長、関東経済産業
局長、中部経済産業局長、中部経済産業局電力・ガス事
業北陸支局長、近畿経済産業局長、中国経済産業局長、
四国経済産業局長、九州経済産業局長

内閣府沖縄総合事務局経済産業部長

農林水産大臣政務官

全国銀行協会会長

社団法人全国信用金庫協会会長

社団法人全国信用組合中央協会会長

株式会社日本政策金融公庫総裁

株式会社商工組合中央金庫社長

社団法人全国信用保証協会連合会会長

日本商工会議所会頭

全国商工会連合会会長

全国中小企業団体中央会会長

東京中小企業投資育成株式会社社長

独立行政法人日本貿易保険理事長

独立行政法人日本貿易振興機構理事長

独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長

3. 支援会議は、中小企業の海外展開を円滑に支援するため、以下の事務を行う。
 - 一 中小企業の海外展開支援に係る総合的な政策の企画立案及びその実施に係る事務を総括すること。
 - 二 各経済産業局（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局及び沖縄総合事務局を含む。）がその管轄区域において行う次に掲げる取組を推進すること。
 - イ 独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構と協力して、地域の関係機関が参画する中小企業の海外展開支援に係る実施体制を整備すること
 - ロ 地域の中小企業に対し、イに掲げる実施体制に参画する各関係機関と連携して、効果的かつ効率的な海外展開支援を実施すること
4. 支援会議の庶務は、関係部局の協力を得て、中小企業庁において処理する。